

インバウンド観光復活プロモーション事業（新規市場中東向け）
新規市場中東向け現地情報収集業務委託仕様書

1 業務名

新規市場中東向け現地情報収集業務委託

2 業務実施期間

契約の日から令和5年3月31日まで

3 業務の目的

インバウンド観光復活プロモーション事業（新規市場中東向け）の新規市場中東向け現地情報収集に係る業務は、コロナ禍収束後のインバウンド促進と観光消費額増大のため、令和5年度以降の事業実施に先立って中東諸国の「情報収集」と「今後のプロモーションに向けた事前調査」を行うことを目的とする。

4 業務の内容

対象国における調査及び分析業務

・対象国：アラブ首長国連邦・カタール

(1) 対象国の情報及びデータ収集

中東諸国におけるアウトバウンドマーケットの現状把握のため、対象国の調査及びデータ収集を行うこと。なお、以下の項目は必ず調査することとし、観光客誘客につながる情報があれば随時、必要に応じて調査項目を追加すること。

※調査においては本県の状況を踏まえ、次年度以降のプロモーションに繋がる可能性があるかという視点を持つこと。

①中東における県の情報発信先として最適な地域が対象国であるかの検討

②効果的なPR方法の検討

③レップを設置する場合の適切な場所や体制

④対象国に対する下記の調査

A)基礎情報（人口・面積・宗教・気候・インフラ・歴史・文化・医療体制など）

B)政治体制

C)基礎的経済指標（GDP、経済成長率、消費者物価上昇率、消費動向（例：果物・アルコールなどの消費額）、失業率、日本との輸出入の動向など）

D)主要産業の状況（商業、工業、農業など）

E)観光業、訪日客の状況（旅行時期、性別、年代、収入、社会的地位等デモグラフィックデータ等）

F)日本および山梨県の認知度

- G)旅行の手配方法（旅行商品の情報をどこから得るか）
- H)興味を持つ可能性のある山梨県内の観光資源（極力多く）
- I)山梨県で宿泊する場合に候補にあがる可能性がある宿泊施設
- J)山梨県で外食をする場合に候補にあがる可能性がある食事施設
- K)日本（山梨）で、どのような買い物（お土産）に興味があるか
- L)日本での移動手段
- M)文化・自然の体験型のアクティビティへの興味
- N)旅行先決定に影響する可能性がある媒体及び発信方法
- O)中東で人気のあるサブカルチャー（山梨題材があればなお良い）
- P)観光客受入にあたって必要な環境（お酒・ハラール対応・医療対応・災害対応等）について、日本（山梨）に対して持っているイメージや山梨県の旅行先としての可能性

（2）対象国へのプロモーション実施のための関係構築に向けたヒアリングの実施

（1）の情報及びデータ収集に基づき、対象国へのプロモーション実施にむけて、大使館、自治体、企業、関係団体、現地進出の日系企業、現地旅行代理店、航空会社、現地メディア、その他、関係構築に有効と思われる関係者等に対し、連携の可能性や課題等についてヒアリングを行うこと。また、ヒアリングを行った中から関係構築の可能性のある関係者をリストアップし、リストアップの理由と共に連絡先（住所・メールアドレス・電話番号・担当者氏名）を報告すること。

（3）対象国へのプロモーションを行うメリット及び課題の整理

（1）及び（2）において実施した結果に基づき、対象地域に向けてプロモーションをするメリット・課題を「本県の観光資源との連携」の観点に基づき整理し、プロモーション内容について提案すること。その際には次の点を考慮すること。

- ①本県へのインバウンド誘客を推進するターゲット市場としての調査対象国の有効性
- ②誘客プロモーションを実施する場合の、対象国内のメインターゲット層と有効なアプローチ手法と情報発信の内容
- ③②のアプローチ手法の候補の1つとして、レップを設置することの有効性（設置場所、体制含む）

5 調査の中間報告

- （1）4業務内容（1）が完了次第、中間報告書を提出すると。
- （2）中間報告書の提出期限は、令和4年8月31日とする。

6 業務の管理と報告

- （1）業務の履行状況について報告を求められた場合は、県の定める方法により速やかに報

告すること。

- (2) 必要に応じて、県から求められるデータの収集や集計、分析等に対応すること。

7 調査の最終報告

- (1) 本調査の内容をまとめた報告書及び報告書の概要版を令和5年3月31日までに提出すること。
- (2) 報告書、報告書の概要版及び調査で得たデータを記録した CD-ROM を作成し、1部提出すること。なお、データは Microsoft ワードファイル、エクセルファイルまたはパワーポイントで提出すること。また、それらのデータをコピー可能な PDF 形式で併せて提出すること。

8 業務実施上の留意事項等

- (1) 山梨県財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (2) 県と十分に協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けること。
- (3) 受託者の責による事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。
- (4) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、県の承諾を得ること。
- (5) 本業務の遂行上知り得た情報等を、第三者に漏洩してはならない。
- (6) 本業務の遂行上知り得た情報等を、委託業務の目的以外に利用してはならない。
- (7) 本業務の遂行上知り得た情報等を、受託者又は他の者の営業のために利用してはならない。
- (8) 本業務は、機密性の高い情報を取り扱う場合があるため、別記「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。なお、これは再委託する場合の再委託先にも適用する。ただし、個人を特定する情報を含まない業務の再委託である場合は、この限りでない。
- (9) 本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、すべて山梨県に帰属するものとする。
- (10) 本仕様書に定めのない事項であっても、県が必要と認め指示する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施すること。
- (11) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、県と協議してこれを定めるものとする。
- (12) 本事業は、国費を活用した事業であるため、会計検査院の实地検査等の対象となることから、会計帳簿等は事業終了後5年間保管すること。